

各教育・保育給付認定保護者の皆様

吉美こども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもとの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなるため、このたび令和4年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

吉美こども園 様

令和6年6月10日

綾部市健康こども部子育て支援課長

令和5年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっています。

（単位：円）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育（1号）認定	3歳児	221,770	221,770	219,470	219,470	219,470	219,470	212,740	212,740	210,700	210,700	210,700	210,700	213,540
	4歳児以上	204,480	204,480	202,180	202,180	202,180	202,180	195,450	195,450	193,410	193,410	193,410	193,410	196,250
保育（2号、3号）認定	短時間	0歳児	200,000	200,000	200,000	200,000	199,980	199,980	199,900	199,870	199,900	199,870	199,900	196,360
	標準時間		205,280	205,280	205,280	205,280	205,260	205,260	205,180	205,150	205,180	205,150	205,180	201,530
	短時間	1、2歳児	116,480	116,480	116,480	116,480	116,460	116,460	116,380	116,350	116,380	116,350	116,380	114,510
	標準時間		121,760	121,760	121,760	121,760	121,740	121,740	121,660	121,630	121,660	121,630	121,660	119,680
	短時間	3歳児	71,750	71,750	71,750	71,750	71,730	71,730	64,920	64,890	64,920	64,890	64,920	64,210
	標準時間		76,840	76,840	76,840	76,840	76,820	76,820	70,010	69,980	70,010	69,980	70,010	69,200
	短時間	4、5歳児	55,050	55,050	55,050	55,050	55,030	55,030	48,220	48,190	48,220	48,190	48,220	47,840
	標準時間		60,140	60,140	60,140	60,140	60,120	60,120	53,310	53,280	53,310	53,280	53,310	52,830

*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。